

平成17年 2 月28日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
愛媛県監査委員	柳 澤 正 三
愛媛県監査委員	西 原 進 平
愛媛県監査委員	壺 内 紘 光

愛媛県知事からの要求による監査結果報告

第 1 監査の要求

知事から、地方自治法第199条第 6 項の規定に基づき、平成16年10月 7 日付けで、愛媛県警察（以下「県警察」という。）における予算執行事務について監査の要求があった。

第 2 監査要求の内容

1 対象事務

愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）及び全警察署の捜査報償費の執行
（注：捜査報償費とは、県予算から支出されるものをいい、国庫が支弁する捜査費とは区分している。）

2 対象年度

平成13年度

第 3 監査の実施方針及び計画

1 監査の実施方針

平成13年度における捜査報償費の執行に係る違法性、不当性の有無を検証する。

2 監査の実施計画

(1) 監査の実施計画期間

平成16年10月から平成17年 3 月まで

(2) 監査の方法

監査は、平成13年度に執行された捜査報償費の全件数について支出証拠書類を調査した後、捜査報償費を執行した捜査員及び当時の署長、副署長等からの聴き取り調査を実施し、さらに情報提供者及び捜査協力者（以下「協力者等」という。）並びに領収書発行店舗の調査を行う方法により実施する。

(3) 監査の着眼点

平成16年9月17日、警察本部が公表した捜査費問題の調査結果報告書（以下「内部調査結果報告書」という。）において偽領収書の作成が明らかとなったことから、次の内容に着眼し調査する。

ア 大洲警察署における偽領収書作成に係る事実確認

イ 警察本部及び全警察署における内部調査結果報告書事案以外の偽領収書の有無

ウ 警察本部及び全警察署における捜査報償費の執行に係るその他の違法性、不当性の有無

第4 監査の実施

1 監査対象機関

捜査報償費を執行した警察本部関係8課（隊、室）及び全警察署19署、並びに予算・決算事務を担当した警察本部総務室会計課を監査対象機関とした。

（監査対象機関名）

警察本部

総務室 会計課

生活安全部 生活安全企画課、少年課、生活保安課

刑事部 捜査第一課、捜査第二課、機動捜査隊

交通部 交通指導課

警備部 国際対策室

警察署

三島警察署、新居浜警察署、西条警察署、東予警察署、今治警察署、伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万警察署、伊予警察署、大洲警察署、内子警察署、八幡浜警察署、宇和警察署、野村警察署、宇和島警察署、鬼北警察署、御荘警察署

2 監査委員の県警察に対する監査協力要請及び県警察の対応

(1) 協力者等の情報開示

捜査報償費の執行に係る違法性、不当性の有無を検証するためには、執行の対象である協力者等に対する関係人調査を実施し、最終的な執行の事実を確認する必要があるため、監査の実施に当たり、平成16年10月12日付けで警察本部長に対して、監査の対応として、全ての証拠書類に記されている事件名、協力者等の住所及び氏名並びに協力者等

との接触場所（以下「接触場所」という。）等、全ての情報を開示すること、また監査委員又は事務局職員が必要と判断した証拠書類のコピーを求める場合は、これに応じることを文書で申し入れた。

また、同年11月2日に実施した警察本部の監査において、申し入れどおりの対応がされていなかったため、再度、口頭で警察本部長に対して強く要請したが、納得できる回答が得られなかったことから、同日付けで公安委員会委員長に対し、文書により強く申し入れを行うとともに、さらに監査途上においても、一貫して情報の開示を県警察に要請した。

一方、県警察からは、協力者等の住所や氏名等のコピーやメモをせず、合わせて協力者等に対し直接調査しないのであれば、支障のない範囲で情報開示する旨の申し出があったが、捜査報償費の最終的な執行の事実を確認するためには、直接協力者等の調査をする必要があるため、この申し出を認めることはできず、その後、これらの情報開示については、協力者等の保護や今後の捜査活動に多大な支障が生じる等の理由により協力が得られず、協力者等の住所及び氏名並びに接触場所等については、不本意ながら、非開示のままで監査せざるを得なかった。

(2) 捜査員に対する聴き取り調査時の立会い

平成16年10月13日に、県警察から、捜査員の聴き取りについては協力するが、上席者の立会いを希望する旨口頭で申し出があった。

捜査員の聴き取り調査時の立会いについては、同年12月17日付けで公安委員会委員長に対し、各所属の会計課職員に限る旨通知し、また、平成17年1月11日の新居浜警察署における捜査員に対する聴き取り調査に際し、事前に、警察本部に対して、各所属の会計課職員以外は同席しないよう再度要請していたが、聴き取り調査の当日において、県警察から警察本部会計課職員も同席する必要があると、求めに応じられない旨の説明がなされ、捜査員からの聴き取りを円滑に実施するためには、やむを得ないものと判断した。

3 支出証拠書類調査

平成16年10月14日から同年12月24日までの間に、事務局職員（延べ129人）により、平成13年度の捜査報償費の全件数（15,551件）を対象として調査した。

調査は、執行の手続きは適正に行われていたか、用途目的に適合しているか、支払額が支出証拠書類と合致しているかなどを主眼とした。

なお、調査した内容については、捜査報償費を執行した機関別、用途別に整理するなど、データの集計、分析を行った。

4 内部調査結果報告書及び大洲警察署における偽領収書に関する事実確認調査

(1) 平成16年11月17日に、大洲警察署における支出証拠書類を調査するとともに、内部調査結果報告書で明らかとなった偽領収書の使用件数、金額及び店名を確認した。

(2) 同年11月26日に、内部調査結果報告書に記された内容について、警察本部会計課長等から聴き取り調査を行った。

また、捜査報償費を直接執行した捜査員6名及び後述する6の(3)のB元大洲警察署会計課長の前任者である平成10年度当時の大洲警察署会計課長から執行状況や偽領収書について聴き取り調査を実施した。

- (3) 平成17年1月25日に、捜査員3名の聴き取り調査を実施し、また、同月28日に捜査員1名と平成13年度当時の大洲警察署副署長からの聴き取り調査を実施した。
- (4) 同年2月4日に、当時の大洲警察署長からの聴き取り調査を実施した。

5 店舗調査

平成16年12月20日から平成17年1月8日までの間に、支出証拠書類の内容と領収書等を照合し、疑義のある事案について、捜査員が謝礼品を購入したとする店舗(23店舗)に出向き、領収書等の確認調査を行った。

なお、県警察は、捜査員が謝礼品を購入した店舗等について、特に捜査活動に影響を及ぼすもの以外は情報開示していると説明している。

6 聴き取り調査

- (1) 平成13年度当時の捜査員

平成16年11月26日から平成17年1月28日までの間に、平成13年度に捜査報償費を執行した全捜査員(567名)のうち、執行課の責任者、執行額の多い者、各課・各階級のバランスなどを考慮して、136名から聴き取り調査を実施した。

なお、大洲警察署においては、偽領収書の作成が明らかとなったことから、捜査報償費を執行した全ての捜査員の聴き取り調査を実施した。

- (2) 平成13年度当時の署長、副署長及び会計課長等

捜査員の聴き取り調査の日程と併せて、平成13年度当時の署長、副署長(警察本部にあっては課長、次長)及び会計課長等26名(退職者1名を含む。)から、捜査報償費の執行に係る事務の所掌、現金の管理や交付状況、捜査員への指導状況等について聴き取り調査を実施した。

- (3) 関係人(A 巡査部長、B 元会計課長)

平成17年2月14日、A 巡査部長から、新聞等で報道されている内容及び平成13年度当時の捜査報償費の執行状況等について聴き取り調査を実施した。

なお、平成16年10月18日にB元大洲警察署会計課長に聴き取り調査を要請し、承諾を得ていたが、実施当日(同月30日)になって公式での聴き取りを拒否されたため、報道された内容の事実確認までには至らなかった。

7 文書調査

平成13年度に捜査報償費を執行した全捜査員(567名)に対し、現金の受領の有無、交付状況等について、個別に適正に実施したかどうかを文書で照会した。

なお、文書の送付については、直接、捜査員に郵送することとしていたが、警察本部から捜査員の住所開示を拒否されたため、やむを得ず、県警察を通じて配布・回収した。

第5 監査の結果

1 捜査報償費の概要

(1) 捜査報償費の基本的事項

警察本部では、平成13年度捜査報償費の執行に当たり、警察庁長官官房会計課が作成した平成13年度版捜査費経理の手引き（以下「13年度版手引き」という。）を準用したと説明している。また、13年度版手引きの準用の根拠については、「13年度版手引きの「第5 都道府県警察費における報償費（捜査費）の経理について」において、警視庁及び道府県警察（方面）本部にあっては、都道府県警察費の報償費（捜査費）経理を取り扱う上で13年度版手引きを参考に示されていることによる」との説明を受けた。

なお、13年度版手引きは、国費捜査費を念頭に説明された手引書であるが、警察本部では、同手引きを準用するに当たり捜査報償費用に手引きを改版していない旨の説明を受けた。このため、以下の捜査報償費の制度等に関する説明では、13年度版手引きで記載されている「捜査費（国費）」を「捜査報償費」に置き換え、13年度版手引きにおける一部の呼称及び図表については、警察本部会計課が平成16年4月1日に作成した「報償費（捜査費）経理の手引き」を参照し補正を加えている。

ア 捜査報償費の性格

国・都道府県の会計は、原則、口座振込などにより行われるが、捜査報償費は、「経費の性質上、特に、緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は、秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用できる経費」と位置付けられ、現金経理が認められている。なお、捜査報償費は、地方自治法第232条の5第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第13号及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第49条を根拠として資金前渡の方法により支出されている。

イ 捜査報償費の使途

捜査報償費の使途は、「犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費」となっている。なお、13年度版手引きには、具体的な使途等として使途例及び留意事項が示されており、その内容は概ね別表1のとおりである。

ウ 捜査報償費の取扱責任者及び取扱者

(ア) 取扱責任者（警察本部長）

取扱責任者は、各取扱者に現金を交付して経理に当たらせるが、各取扱者の取り扱った経理についても責任を負うことになっている。

a 取扱責任者の事務

取扱責任者は、次に掲げる事務を執行することになっている。

- (a) 所要額を決定し、これを会計機関に請求すること。
- (b) 会計機関から現金を受領すること。
- (c) 各取扱者に交付する額を決定し、交付すること。

- (d) 必要により債主（支払先）に現金を支払うこと。
- (e) 必要により現金を保管すること。
- (f) 現金の出納を明らかにした簿冊（以下「現金出納簿」という。）を備え、これに記帳し、支払明細書等を作成し、証拠書類を整備して保管すること。
- (g) 各取扱者を総括し、必要な監督をすること。

b 取扱責任者の事務の補助者（警察本部会計課長）

取扱責任者の事務は、警察本部会計課長に補助させることができ、その場合の補助者が補助する事務は、次に掲げる事務となっている。

- (a) 会計機関から現金を受領すること。
- (b) 各取扱者に現金を交付すること。
- (c) 現金を保管すること。
- (d) 現金出納簿に記帳し、支払明細書等を作成し、証拠書類を整備して保管すること。

(イ) 取扱者（警察本部の課長、隊長並びに警察署長）

取扱者は、交付を受けた現金の出納保管について、第一次的に責任を負うことになっている。

a 取扱者の事務

取扱者は、次に掲げる事務を執行することになっている。

- (a) 取扱責任者に請求する金額を決定し、これを請求すること。
- (b) 取扱責任者から現金を受領すること。
- (c) 各捜査員等に交付する額を決定し、交付すること。
- (d) 現金を保管すること。
- (e) 必要により債主（支払先）に現金を支払うこと。
- (f) 現金出納簿を備え、これに記帳し、証拠書類を整備して保管すること。

b 取扱者の事務の補助者（警察本部の課次長、警察署副署長）

取扱者の事務は、警察本部にあっては課次長、警察署にあっては副署長に補助させることができ、その場合の補助者が補助する事務は、次に掲げる事務となっている。

- (a) 取扱責任者から現金を受領すること。
- (b) 各捜査員に現金を交付すること及び取扱者に連絡が取れず緊急を要する場合の交付額の決定。
- (c) 現金出納簿に記帳し、証拠書類を整備して保管すること。

エ 捜査報償費の経理の流れ（取扱者への現金交付までの手順（別表2図1））

取扱者への現金交付の手順は、取扱者の取扱責任者への交付申請に始まり、取扱責任者の支出額の決定、資金前渡担任者（警察本部及び警察署会計課長等）の支出決議、支出命令権者（警察本部会計課長、警察署長）の出納事務局（出納室）への支出通知などを経て取扱者に現金が交付される。

オ 捜査報償費の執行の流れ（捜査員による捜査報償費の支出（別表2図2））

捜査報償費は、一般捜査費と捜査諸雑費に区分し執行されている。

(ア) 一般捜査費

一般捜査費は、捜査員が必要な都度交付申請し、取扱者の決裁により捜査員が現金交付を受け、支払先に現金を支払い、領収書又はレシートを受領の上、その都度精算される。

(イ) 捜査諸雑費

捜査諸雑費は、協力者等への謝礼や捜査員の通信費など日常の捜査活動において使用する経費であり、同制度は、平成13年度から経理事務の軽減や捜査員の自己負担の軽減等を目的として導入されたものである。捜査員には、毎月当初に、取扱者からあらかじめ用途を特定せずに、捜査責任者である中間交付者（警察本部課長補佐、班長、警察署課長）を経由し現金が交付され、交付を受けた捜査員は、支払先に現金を支払い、領収書又はレシートを受領の上、月末に精算する。

(2) 捜査報償費の執行に係る県警察の運用

上記(1)以外に、捜査報償費の執行に係る運用について、警察本部会計課では、次のように説明している。

ア 捜査諸雑費の1件当たりの執行限度額

捜査諸雑費の1件当たりの執行限度額は、3,000円程度（消費税相当分を除く。）とする。

イ 領収書又はレシートの徴取の省略

捜査報償費を執行する際には、通信、自動販売機の利用等で領収書又はレシートが発行されない場合、支払先が領収書又はレシートを発行していない場合、あるいは発行を拒否する場合を除き、原則として支払先から領収書又はレシートを徴取する。なお、平成12年度までは、1,000円未満の執行事案に限り、領収書又はレシートの徴取を省略することができることとしていた。

ウ 協力者等の仮名使用

(ア) 会計書類上は、従来から使用している。

(イ) 仮名を使用する上での制約はない。

(ウ) 仮名の取り扱いに係る指導は一切していない。

(3) 警察本部による各警察署に対する捜査報償費制度の指導

警察本部によると、平成13年度捜査報償費の執行に係る各警察署への指導は、13年度版手引きを抜粋した資料を基に、平成12年12月から平成13年3月にかけて、署長、副署長、会計課長及び中間交付者を対象に警察署別又はブロック別に説明会を実施したとしている。また、当該説明会を受けた各警察署では、署長及び副署長が、捜査諸雑費制度の執行で中心となる中間交付者に対し重点指導を行い、中間交付者は、捜査員の指導を実施したとしている。

2 捜査報償費の執行状況

(1) 支出証拠書類調査

ア 捜査報償費の予算及び支出

予 算 額	62,286,000円
総支出件数	15,551件
総支出金額	47,328,381円

警察本部及び各警察署の支出状況については、別表3のとおりである。

イ 捜査報償費のうち情報の非開示により執行の最終的な事実確認が不可能なもの

11,604件、計41,913,408円の執行については、マスキング（注：黒テープの貼付）のため、真に監査に必要な協力者等の住所・氏名、協力者等に接触した場所である飲食店の名称等の情報を得ることができなかった。

（単位：件、円、％）

区 分		件 数	金 額	執行形態別開示状況	
総支出件数と金額		15,551	47,328,381	謝礼金交付 件数	0.0%
マスキング分	一般捜査費	1,608	21,813,714	金額	0.0%
	捜査諸雑費	9,996	20,099,694	飲食行為 件数	9.8%
	合 計	11,604	41,913,408	金額	14.9%
非 開 示 率		74.6	88.6		

ウ 捜査報償費月別執行状況

月平均は3,944,032円（全体の8.3％）で、最も支出額が多かったのは2月であった。

（単位：件、円、％）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
件 数	704	1,086	1,048	1,343	1,435	1,362
金 額	2,248,341	3,132,256	3,440,037	3,934,853	4,039,613	3,851,069
金額比率	4.8	6.6	7.3	8.3	8.5	8.1
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
件 数	1,347	1,431	1,457	1,433	1,535	1,370
金 額	3,921,766	4,339,520	4,268,869	4,636,518	4,942,329	4,573,210
金額比率	8.3	9.2	9.0	9.8	10.4	9.7

エ 階級別執行状況

支出額合計47,328,381円のうち、54.2％（25,643,603円）については警部補の階級にある者が執行している。これに次いで、20.5％（9,721,495円）は巡査部長の階級にある者が執行しており、15.5％（7,334,808円）は警部の階級にある者が執行していた。この3階級合計で、90.2％が執行されている。

(単位：円、人、%)

区 分	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	合 計
一般捜査費	841,858	3,910,653	14,968,374	3,073,186	387,872	23,181,943
捜査諸雑費	80,324	3,424,155	10,675,229	6,648,309	3,318,421	24,146,438
合計金額	922,182	7,334,808	25,643,603	9,721,495	3,706,293	47,328,381
金額比率	2.0	15.5	54.2	20.5	7.8	100.0
執行人数	7	64	202	185	109	567
人数比率	1.3	11.3	35.6	32.6	19.2	100.0
平均 円/人	131,740	114,606	126,949	52,549	34,003	83,472
月平均 円/人/月	10,978	9,551	10,579	4,379	2,834	6,956

オ 謝礼金の1件当たり金額別分布状況

謝礼金の支出件数1,780件のうち、3千円超1万円以下が603件(33.9%)で最も多かった。次いで、3千円以下が579件(32.5%)、1万円超2万円以下が430件(24.2%)となっている。3万円を超える謝礼は10件(0.5%)となっている。

なお、1件当たりの謝礼の最高金額は5万円であった。

(単位：件、円、%)

区 分	3千円以下	3千円超1万円以下	1万円超2万円以下	2万円超3万円以下	3万円超	合 計
一般	7	602	430	158	10	1,207
捜査費	15,000	5,652,000	8,263,900	4,655,000	450,000	19,035,900
捜査	572	1	-	-	-	573
諸雑費	1,572,800	5,000	-	-	-	1,577,800
件数合計	579	603	430	158	10	1,780
件数比率	32.5	33.9	24.2	8.9	0.5	100.0
金額合計	1,587,800	5,657,000	8,263,900	4,655,000	450,000	20,613,700

カ 激励慰労費の執行状況

激励慰労費の執行状況は次表のとおりである。

なお、警察本部によると、参加者1名当たり金額は、3千円を限度とするよう警察庁から指導があったと説明している。

(単位：回、件、円)

区 分	開催回数	支出件数	金額合計
警察本部捜査第一課	1	1	120,000
警察本部捜査第二課	1	1	54,000
新居浜警察署	2	2	168,000
東予警察署	1	1	50,280
松山東警察署	1	1	81,000
松山西警察署	3	7	272,686
松山南警察署	2	3	126,642
合 計	11	16	872,608

キ 領収書等の添付状況

捜査報償費支出件数15,551件(47,328,381円)のうち、捜査報償費の支出証拠書類に領収書等が添付されていなかったものは、次表のとおり2,862件(15,741,788円)である。

ただし、当該事案には領収書等を徴することが、極めて困難又は不可能な事例が含まれている。

- (ア) 謝礼金支出では、総件数1,780件のうち1,052件について領収書等の添付がなかった。添付のなかったもののうち778件については支払いの理由を書いた支払報告書が添付されていた。

支払報告書の添付のない274件のうち271件については捜査諸雑費であり、支払伝票に理由が付記されていた。残りの3件は一般捜査費であり、支払報告書を添付すべきところであるが支払精算書に理由を付記することで代用していた。

領収書等が添付できなかった主な理由は、協力者等についての安全確保や捜査上の秘密を守るためとしている。

- (イ) 飲食行為では、総件数4,390件のうち83件について領収書等の添付がなかった。支出証拠書類には、捜査上領収書等が徴取できなかった理由が付記されていた。

領収書等が添付できなかった主な理由は、被疑者・容疑者の行動確認中のため、急いでおり取れなかったとしている。

- (ウ) 物品購入等の場合は、総件数9,381件のうち1,727件について領収書等の添付がなかった。これも上記と同様に支出証拠書類には理由が付記されていた。

主な理由は、捜査員自身の携帯電話を利用した時の電話代や、被疑者・容疑者の行動確認中の遊戯代、自動販売機による購入などとしている。

(単位：件、円)

区 分	総 計		一 般 捜 査 費		捜 査 諸 雑 費	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
謝礼金支出合計	1,780	20,613,700	1,207	19,035,900	573	1,577,800
領収書なし	1,052	14,285,000	774	13,523,000	278	762,000
支払報告書有り	778	13,533,000	771	13,518,000	7	15,000
飲食行為合計	4,390	9,909,636	270	2,722,422	4,120	7,187,214
領収書なし	83	81,633	1	900	82	80,733
物品購入等合計	9,381	16,805,045	268	1,423,621	9,113	15,381,424
領収書なし	1,727	1,375,155	29	19,464	1,698	1,355,691
合 計	15,551	47,328,381	1,745	23,181,943	13,806	24,146,438
領収書なし合計	2,862	15,741,788	804	13,543,364	2,058	2,198,424

ク 捜査報償費用途別執行状況

捜査報償費総支出件数 15,551件の、警察本部の区分により分類した用途別内訳については、次のとおりであり、詳細については別表4のとおりである。

- (ア) 捜査活動に要する経費 15,535件
 (内訳)
- a 協力者等に対する謝礼 7,632件 (49.13%)
 - b 聞き込み、張り込み、追尾等に必要経費 3,127件 (20.13%)
 - c 拠点等のための施設の借り上げ等 4件 (0.03%)
 - d 協力者等との接触に要する経費 4,403件 (28.34%)
 - e 協力者等の保護に要する経費 3件 (0.02%)
 - f 早朝・深夜等の捜査員、協力者等の交通費 88件 (0.57%)
 - g 早朝・深夜等の捜査員、協力者等の食糧費 271件 (1.74%)
 - h 捜査関係照会に伴う回答に要する経費 7件 (0.04%)
- (イ) 激励慰労費 16件

(2) 聞き取り調査

平成13年度当時の捜査員、警察本部課長及び次長、署長及び副署長、会計課長等のほか関係人から監査委員が直接聞き取り調査を実施した。

人数については次表のとおりである。

(単位：人、%)

捜査員人数 (A)	聴取 捜査員 人数 (B)	比 率 (B/A)	署長等・ 副署長等・ 会計課長等 人数	関係人人数
567	136	24.0	26	1

執行内容について疑義があったものについては、「第5の5 警察本部及び警察署における捜査報償費の執行上の問題点」のとおりである。

なお、全ての聞き取り調査の対象者は、不適切な捜査報償費の執行をしたことはないと回答している。

ア 捜査員からの聞き取り

136人の捜査員から聞き取った結果、全ての捜査員が支払精算書に記載された金額を取扱者又は中間交付者から交付を受けたと述べている。

各捜査員に対する質問事項は次のとおりである。

- (ア) 氏名、現在の所属。
- (イ) 支出証拠書類に記載されている現金の交付を全額受けたかどうか。
- (ウ) 偽領収書使用の有無。
- (エ) 認められた用途目的に適合しない使用の有無。
- (オ) 支出証拠書類に記載のとおり執行したか否か。
- (カ) 支出証拠書類に書いた協力者等の氏名は実名か仮名か。
- (キ) (カ)で仮名を用いた場合、その実名との対応状況が書かれている文書の存在。
- (ク) (キ)で文書がある場合は、公文書であるか否か。文書の種類は何か。

(ケ) 各捜査員個別の捜査報償費の執行内容について。

イ 警察本部課長及び署長からの聴き取り

8人の課長・署長から聴き取った結果、全ての課長・署長が、現金出納簿に記載されている金額は実際の支出金額に相違ないと述べている。

課長・署長に対する質問事項は次のとおりである。

(ア) 氏名、13年度当時の所属。

(イ) 捜査報償費の適正執行に関する注意喚起を行っていたか否か。

(ウ) 現金出納簿の記帳について次長又は副署長に補助させていたか否か、他に次長又は副署長に補助させていた事務。

(エ) 現金出納簿の記帳を次長又は副署長に補助させていた場合、次長又は副署長が全て自分で作成していたか否か。

(オ) 現金出納簿を会計課に下書きさせていたことはないか。

(カ) 一般捜査費・捜査諸雑費の各捜査員への交付額の決定方法及び交付方法。

(キ) 現金出納簿に記載している金額は実際の支出金額と相違ないか。

(ク) 現金保管は誰がしていたのか。

(ケ) 報道のような裏金の存在の有無。

ウ 警察本部次長及び副署長からの聴き取り

11人の次長・副署長から聴き取った結果、全ての次長・副署長が、支払精算書に記載した金額を交付したと述べている。

次長・副署長に対する質問事項は次のとおりである。

(ア) 氏名、13年度当時の所属。

(イ) 捜査報償費の適正執行に関する注意喚起は行っていたか否か。

(ウ) 現金出納簿の記帳について課長又は署長の補助を行っていたか否か、他に課長又は署長から任されていた事務。

(エ) 各捜査員への交付額の決定方法及び交付方法。

(オ) 現金出納簿の記帳は次長又は副署長が全て自分で作成していたか否か。また支出証拠書類に記載された金額を中間交付者又は捜査員に全て渡したかどうか。

(カ) 現金出納簿を会計課に下書きさせていたことはないか。

(キ) 現金出納簿に記載している金額は実際の支出金額と相違ないか。

(ク) 現金保管は誰がしていたのか。

(ケ) 報道のような裏金の存在の有無。

エ 会計課長等からの聴き取り

7人の会計課長等から聴き取った結果、全ての会計課長等が、現金出納簿を下書きしたことはないと述べている。

会計課長等に対する質問事項は次のとおりである。

(ア) 氏名、13年度当時の所属。

(イ) 現金出納簿の記帳について、下書きをしたことはあるか否か。

(ウ) 支出証拠書類の下書きをしたことはあるか否か。

- (エ) 捜査員に対してどのような指導をしていたのか。
- (オ) 警察本部会計課からの捜査報償費の執行についての指導はあったのか。
- (カ) 捜査諸雑費の執行限度額についての認識と、捜査員への注意喚起。
- (キ) 支出証拠書類の整理の仕方について、捜査員への注意喚起。
- (ク) 大洲警察署で使われていたような偽領収書の存在の有無。

オ 関係人からの聴き取り

A 巡査部長に対し、平成13年度分捜査報償費の執行に関して事情を聴き取るため、勤務歴、捜査報償費の執行経験の有無、報道された内容の確認及び証拠物の有無などについて質問した。

A 巡査部長からは、過去の不適切な捜査報償費の執行事例について発言があったが、平成13年度の支出に関して直接証拠となる資料の提示はなく、事実関係の確実な把握には至らなかった。

なお、B 元大洲警察署会計課長から公式な聴き取りができなかったことは、前述のとおりである。

(3) 文書調査

平成13年度において捜査報償費を執行した者567名（退職者29名を含む。）に対して調査書を送付し、552名（97.35%）の者から返送があった。返送のなかった者15名については、警察本部から死亡1名、長期療養中等11名、回答拒否3名との理由説明があった。

返送のあった捜査員のうち、無回答1名を除く全ての捜査員が、取扱者から支出証拠書類に記載されているとおり、現金を受領したと回答している。

また、捜査員自身が不適切な執行をしたと認めた回答はなかった。

なお、内部調査結果報告書において大洲警察署で偽領収書を使用したとされる事案については、捜査目的に支出したとする回答があった。

詳細については別表5のとおりである。

3 大洲警察署で使用された偽領収書関係

平成13年度の大洲警察署の捜査報償費に関する支出証拠書類調査、平成13年度当時の署長、副署長及び捜査報償費を執行した捜査員全員からの聴き取り調査並びに平成13年度当時の会計課長の前任者からの聴き取り調査の結果から得られた事実は次のとおりである。

(1) 偽領収書の使用状況

平成16年11月17日に実施した大洲警察署の支出証拠書類調査で、内部調査結果報告書において大洲警察署で使用されたとされている大洲市内に実在する飲食店の店名が押印された日付及び金額が白地の領収書（以下「白地領収書」という。）に日付及び金額を記入したA店、B店、C店、D店及びE店の5店舗分5種類、計53件、127,729円の偽領収書の存在が確認できた（内訳は、次表のとおり）。

(単位：件、円)

飲食店別	件数	金額
A 店	12	32,480
B 店	12	24,779
C 店	12	35,620
D 店	9	23,950
E 店	8	10,900
計	53	127,729

これら53件の偽領収書は、いずれも捜査諸雑費の支出証拠書類として整理されており、当該偽領収書を証拠として添付し作成されている個々の支払伝票の支払先欄及び支払事由欄等には、添付された偽領収書に押印された店名の飲食店に対して支払ったとする旨の記載があった。

なお、捜査員により作成されるものである支払伝票に記載されている執行者の氏名から、偽領収書を用いて捜査報償費を執行したとする捜査員は、9名であることが確認された。

(2) 偽領収書を使用するに至った経緯

平成16年11月26日、平成17年1月25日及び同月28日の3回に分けて実施した偽領収書を使用したとする捜査員9名からの聞き取り調査の結果は、次のとおりである。

ア 白地領収書の入手経路

白地領収書の入手について、刑事課では、課長はその全てを会計課長から、捜査員のうち1名は刑事課長及び会計課長から、残りの捜査員4名については、その全てを刑事課長から直接受け取ったとし、また、生活安全課においては、課長及び捜査員1名はその全てを会計課長から、残りの捜査員1名は、もう1名の捜査員から受け取ったとの説明であった。

イ 偽領収書の作成方法

偽領収書を使用したとする捜査員9名のうち4名が、全て自ら白地領収書に金額等を記載したとし、別の4名は、全て他の者に白地領収書に金額等の記載を依頼して書いてもらったが、いずれもそれが誰であったかは思い出せないとして、残る1名は、自ら白地領収書に金額等を記載したが、他の者に記載してもらったものもあるとの説明であった。

ウ 偽領収書を作成し使用した理由

刑事課長及び生活安全課長は、捜査上の経費として支出したものの、領収書が得られなかった等の理由により領収書の添付されていない支払伝票について、会計課長から領収書の添付を強く求められ、合わせて白地領収書をももらったためこれを使用したとし、その他の捜査員については、いずれの者も支払伝票を作成するに当たり、刑事課長、生活安全課長又は会計課長から領収書の添付を強く求められたため使用したとの説明であった。

エ 偽領収書の作成、使用に係る認識

偽領収書を使用した捜査員9名は、捜査上の経費として支出したものの、領収書が

得られなかった場合や、捜査諸雑費による1件当たりの執行限度額を超過した協力者等との飲食代金の超過部分又は協力者等の飲食代金相当分について偽領収書を使用したとのことで、いずれの捜査員も、偽領収書の金額は、捜査上必要な経費として支出したものであると説明した。

この説明を受けて、捜査上必要な経費であることの証拠を提示し、明らかにするよう求めたが、犯罪事件処理簿等を用いて事件の背景等を説明するに留まり、証拠は何ら提示されなかった。

オ その他

刑事課長及び生活安全課長は、偽領収書を作成し、使用したことを、当時の署長及び副署長には相談や報告はしていないため署長及び副署長は知らないと思うと発言し、残り7名の捜査員は、わからないとの発言であった。

(3) 平成13年度当時の署長及び副署長の関わり

ア 平成13年度当時の署長からの聴き取り調査の結果

平成17年2月4日に平成13年度当時の署長から聴き取り調査を実施したところ、偽領収書が使われ、事実と異なる会計書類が作成されていたことや、ゴム印のことは全く知らなかったとし、仮に知っていれば絶対にそのようなことはさせなかったとの説明であった。

なお、報道されているB元会計課長が告発した裏金の存在や裏金の使途に係る内容についても、そのような事実はない旨全面的に否定した。

イ 平成13年度当時の副署長からの聴き取り調査の結果

平成17年1月28日に平成13年度当時の副署長から聴き取り調査を実施したところ、偽領収書が使われ、事実と異なる会計書類が作成されていたことや、ゴム印のことは全く知らなかったとし、裏金の存在や裏金の使途についてB元会計課長が告発した内容についても、そのような事実はない旨全面的に否定した。

なお、副署長は、B元会計課長に書類のチェックや編てつをさせたが、捜査員に対する捜査報償費の執行に関する指導は委ねていないとの説明であった。

(4) 平成13年度当時の会計課長からの聴き取り調査

新聞や週刊誌で告発したB元会計課長からの聴き取り調査については、第4の6の(3)で述べたとおりであり、報道された内容の事実確認までには至らなかった。

(5) B元会計課長の前任者からの聴き取り調査の結果

B元会計課長の前任者で、平成9年度及び平成10年度の両年度にわたり在籍した職員に聴き取り調査した結果、会計課長席の後方ロッカー内に古いゴム印があったように記憶しているが、その個数やどういうものであったか知らず、また自ら使用しておらず、その引継ぎもしていないとの説明を得た。また、領収書の束の存在については、なかったとの説明であった。

(6) 警察本部の内部調査

平成16年11月26日に大洲警察署で実施した監査の席上、内部調査結果報告書をまとめた警察本部総務室長を長とする23名体制の調査班による捜査報償費及び捜査費（国費分）

に係る調査の手法等について、具体的に聴き取る必要のある部分を警察本部会計課長等から聴き取った結果は次のとおりである。

ア 偽領収書関係

(ア) 調査対象について

支出証拠書類に添付されている全ての店舗の領収書のうち、使用が概ね5回以上のものを対象としているため、使用頻度の低いものについては対象とされていない。

(イ) 調査方法

あらかじめ、捜査員から店舗の場所、営業形態、従業員等の実態を聴取し、支出証拠書類に整理されている店舗の領収書と、当該店舗を利用して入手した実際に使用されている領収書を照合している。

なお、調査は、領収書自体の真偽の確認を主としたものであったと受け止められ、捜査報償費の支出とは関係のない領収書を流用する場合等を想定した調査とはなっていない。

イ 謝礼金の調査方法

当時の署長、捜査員からの聴き取り調査をしているが、交付の相手方から直接確認する手法はとられていない。

4 店舗調査

県警察の平成13年度捜査報償費の執行に関する事実を多角的に検証するため、捜査報償費の支払先である店舗の調査を次のとおり実施した。

(1) 調査店舗

捜査報償費の執行において、特に事実関係の確認を要すると認められた支出行為で支払先となっていた店舗のうち、疑義の件数及び度合、地域バランス等を勘案し、4業種23店舗を抽出した。なお、本件調査の実施に当たっては、全ての店舗から協力を得ることができたが、2店舗からは、監査委員及び事務局職員が捜査報償費の執行状況を確認する際に、店舗名及び調査の内容を県警察に明示することを拒否された。

(単位：件)

業種	運輸業	小売業	飲食店	サービス業	計
店舗数	1	18	2	2	23

(2) 調査内容

協力者等との接触に要した経費（謝礼品の購入等）及び激励慰労費の執行に係る事実確認

(3) 調査方法

ア 店舗における領収書の発行方法（日付、あて名、金額、但し書き及び発行者の記入の仕方、店舗印、代表者印及び割印の押印方法等）の確認

イ 店舗で平成13年4月1日から平成14年3月31日の間に顧客に対し使用した領収書及びレシートの控え並びにそれに対応する経理諸帳簿等の閲覧

(4) 調査結果

調査の結果、店舗に対し領収書を分割して発行するよう依頼しているもの、支出証拠書類に記載された協力者等に対する謝礼品や激励慰労の実施のための購入品が、店舗が保管する領収書及びレシートの控え並びに経理諸帳簿等に記載された売上金額又は売上品目と一致していないものが認められるなど、捜査報償費の執行上、不適切又は疑義を払拭できない事案が散見された。

なお、詳細については、次項「5 警察本部及び警察署における捜査報償費の執行上の問題点」で述べる。

5 警察本部及び警察署における捜査報償費の執行上の問題点

第5の2の(1)で述べた支出証拠書類調査、第5の4で述べた店舗調査及び第5の2の(2)で述べた聴き取り調査の結果、大洲警察署で認められた問題点、警察本部及び警察署で認められた捜査報償費の執行上の主な問題点を整理すると次のとおりである。

(1) 大洲警察署

支出証拠書類調査及び聴き取り調査に基づく偽領収書の使用実態について整理すると、次のとおりである。

内部調査結果報告書では、「偽領収書による執行内容について、捜査費執行者に対する聴取、犯罪事件処理簿等、署日誌、個人的に作成した備忘録や捜査メモ等による確認、相互の説明の突き合わせなどの調査を行った結果、執行内容はいずれも捜査費として執行されたものと認められ、個人的利得を疑う事実は認められなかった」とされているところであるが、第5の3で述べたとおり、監査において聴き取り調査を実施し、犯罪事件処理簿等や備忘録等の提示を受けたが、いずれの説明も、提示された文書も、偽領収書を用いた執行内容が捜査費として適切に執行されたものであることを直接指し示すものではなかった。

なお、その一方で、聴き取りにおいて、偽領収書を用いたいずれの捜査員も、執行した当時は、会計課長又は上司から問題ないと言われ使用したものと説明し、強い問題意識はもっていなかったものと受け止められたが、偽領収書を用いてそのとおり支払伝票を作成したことは、極めて適正を欠く行為であったといえる。

(2) 警察本部及び警察署

(注：本項で使用している市町名、店舗名及び捜査員名に関する符号は、各細目ごとに表示している。)

ア 執行の事実疑義があるもの(13事案、35件、137,842円)

- (ア) 捜査員3名が、それぞれ別個に作成した支払伝票において、捜査協力者に対し6件、計14,200円のコーヒーセットを交付しているが、証拠として添付されているコーヒーセットと但し書きされた領収書には、あて先として当該3名の捜査員の所属課名が記されていたこと等から物品購入の事実を確認するため、店舗調査を実施した。

その結果、当該業者は、オフィス等でのレギュラーコーヒーのセルフサービスを

業務内容としていること、コーヒーサーバーを設置した顧客を定期的に巡回し、補充するコーヒー豆や専用カップ、専用フィルター等の経費をコーヒーセットと称し代金請求していること、平成13年度当時から現在まで贈答用コーヒーセットは扱っていないこと、また、平成13年度当時、当該3名の捜査員の所属課とは取引があり、署内にコーヒーサーバーを設置していたことを事実として確認した。

なお、売上明細との突き合わせにより、6件の領収書は、4件の取引から分割して作成されたものであること、当該明細には、一般には市販されていないコーヒー豆の外、単体では使用できない専用カップ及び当該コーヒーサーバー専用のフィルター等が含まれていることが明らかとなった。

この調査結果を基に、3名の捜査員のうち2名から聴き取りをしたところ、コーヒーセットを贈答用セット、缶入りコーヒー豆を袋入りであったと説明し、さらに単体では使用不能な専用カップ等も協力者に交付したとする説明に終始、最後は記憶にないとの返答となるなど、理解できる説明が得られなかった。

- (イ) 捜査協力者のタクシー代として執行した13件のうち、利用区間がA市内のB町、C町又はD町から捜査員の所属署までとされた1件当たり790円又は870円の同一業者のタクシーを利用したとするものが7件あったため、領収書を基に、店舗調査を実施した。

その結果、タクシー業者が保存している運転日報において、上記7件の領収書の日付、金額に一致するものは、下車地を当該捜査員の所属署の所在地であるE町とし、乗車地をC町及びD町の近傍にあるF町と記載されているものが6件、F町の隣町のG町と記載されているものが1件あった。また、運転日報から、これらのタクシー利用の時間帯は、午後0時から午後0時40分までの間の2件を除き、5件いずれもが、午前7時30分から午前8時20分までの間の一般的な通勤時間帯であり、さらに当該業者からは、運転手からの報告として、当該捜査員と同姓の客の利用が何度かあり、当該捜査員の所属署前で降ろしたとの証言が得られた。

この調査結果を基に、当該捜査員から聴き取りしたところ、7件の執行は、実数6名の捜査協力者のタクシー利用に関するものとの説明を受けたが、6名の捜査協力者が、いずれも隣接する2つの町内から乗車したこと、7件の接触のうち、5件が一般的な通勤時間帯であったことについて理解できる説明が得られなかった。

- (ウ) 金券ショップで商品券を購入したものが、県警察全体で1件あったため、平成13年12月18日発行の、金額を3,150円とする市販領収書に記された業者について店舗調査を実施した。

その結果、当該業者の説明では、平成13年度当時、販売価格が3,150円となる商品券は扱っていないこと、該当する商品として考えられる唯一のものは、販売価格を市販価格の90%とする額面50円のはがき70枚分であるとのことで、また、帳簿上、12月18日当日の売上げにはそのような記録は存在せず、12月下旬の売上記録の中で金額の合致するものは、12月25日にはがき70枚を売り上げたとする1件のみとのことであった。

この調査結果を基に捜査員から聴き取りしたところ、自ら商品券を購入したことに間違いはないが、当該商品券が、いずれの店舗のものであるかは記憶にないとし、また、商品券の購入額が捜査諸雑費の1件当たりの執行限度額を超えたため超過分は自腹を切り、内金として3,150円分の領収書を発行してもらったとの説明であった。

しかし、捜査諸雑費の1件当たり執行限度額を超える執行であったとする一方で、一般捜査費での執行とせず、限度額の範囲内で執行できるよう複数回に分けた謝礼ともしておらず、また、自腹を切ってまで購入したとする商品券の種類や金額を記憶にないとし、理解できる説明が得られなかった。

- (工) A町在住の捜査協力者に対し、平成13年10月28日に謝礼金20,000円を交付したとする捜査員から聴き取りしたところ、B市在住の被疑者の所在確認のため被疑者の近所に捜査協力者を作ったとの説明を受けた。

しかし、書類上、捜査協力者の住所地は、B市ではなくA町とされていたため説明を求めたところ、何ら回答が得られなかった。

- (オ) 平成13年9月19日に清酒セットを3,822円で購入し、情報提供謝礼として交付したものがあつたため、購入店舗において確認したところ、当日の売上記録から同額のもものは、樽入りビール(3リットル×2個)1件しか確認できなかった。このため、捜査員から聴き取り調査を行ったが、理解できる説明が得られなかった。

- (カ) 激励慰労費の執行において、平成14年3月4日に酒10本、ビール5ケースを43,542円で購入したとする領収書が添付されていたが、購入店舗で確認したところ、購入した品物は、缶ビール2箱、酒3本及びビール券40枚(28,600円)であることが判明した。このため、捜査員から聴き取り調査を行ったが、激励慰労会においてビール券が必要となる理由が得られなかったこと、警察本部が準用したとする「13年度版手引き」の激励慰労費における用途例は、缶ビール、つまみ等簡素な飲食物の購入費とされていることから判断すると、ビール券の購入は、捜査報償費の適正な支出とはいえない。

- (キ) 捜査協力者へ手土産として交付するため、平成13年11月29日にウイスキーを2,980円で購入したとする領収書が添付されていたが、購入店舗において確認したところ、当該領収書は、11月2日(激励慰労会が開催された日)に、烏龍茶2本、缶ビール2箱、ジュース1本を11,922円で購入し、これを4枚の領収書(2,980円×3、2,982円×1)に分割して受け取っているうちの1枚であることが判明した。また、残り3枚のうち1枚は、実際の購入日である11月2日に、別の捜査員が日本酒を購入し、捜査協力者へ手土産を交付したとして用い、他の1枚は、11月16日に、さらに別の捜査員が捜査協力者へ手土産を交付したとして用いており、残り1枚の領収書は、当署における執行から確認できなかった。

このことについて、捜査員から聴き取り調査を行ったが、疑義を払拭できる説明は得られなかった。

- (ク) 平成13年7月31日に捜査協力者の謝礼として同一店舗でビール券を4セット(3,000円×3、1,276円×1)購入している事案があつた。このことについて、捜査員から

聴き取り調査を行ったところ、捜査員は、捜査協力者数（４名）や捜査諸雑費の１件当たりの執行限度額を考慮し、捜査員が領収書に記載する金額を提示のうえ領収書を４分割し発行するよう店舗に依頼し、交付された４枚の領収書を捜査協力者ごとの支払執行事案として支出証拠書類に添付したとのことであった。しかしながら、当該領収書に記載された金額は、正当なビール券の金額に符合するものではなく、また、各捜査協力者に対し交付した謝礼の額とも符合するものではなかった。

(ケ) 捜査協力者にタクシー代を交付する際に、捜査協力者との関係を良好に保つ必要性から領収書を徴していない事案が５件あった。このことについて、捜査員から聴き取り調査を行ったところ、捜査員の判断で捜査協力者から領収書を徴していないとのことであったが、捜査協力者に領収書を求めないことは、捜査報償費の執行の事実を自ら不明瞭にしたものといえ、不適切である。

(コ) 捜査協力者に対する謝礼として、平成13年５月21日にA市内のB酒店でビールを購入したとし、支出証拠書類に3,000円の領収書が添付されていた。B酒店に購入の事実と購入品目を調査したところ、同額の領収書が作成された同日の売上げは、１件のみであり、缶ラムネ１箱、缶コーヒー２箱、缶烏龍茶１箱、缶ジュース１箱を9,135円で販売し、顧客からの求めに応じ3,000円の領収書３枚を発行したものであることを確認した。

捜査員から、ビールの購入の事実と残り２枚の3,000円の領収書を何に用いたのか聴取したところ、「記憶の誤りがあったかもしれない、記憶にない。」などの回答であり、明確な回答は得られなかった。

(サ) 捜査協力者に対する謝礼として、平成14年２月21日にA市内のB酒店で日本酒等を購入したとし、支出証拠書類に2,520円の領収書が添付されていた。B酒店に購入の事実と購入品目を確認したところ、同額の領収書が作成された同日の売上げは、１件のみであり、缶入緑茶１箱、缶烏龍茶１箱を販売したものであった。

捜査員から、日本酒等の購入の事実を聴取したところ、「記憶が定かでない」などの回答に終始し、明確な回答は得られなかった。

(シ) 捜査協力者への手土産としてコーヒーセットを交付した事案について、支出証拠書類では、A市内のB酒店で、平成13年８月４日に3,000円の商品を購入した領収書が添付されていた。

B酒店に購入の事実と購入品目を確認したところ、同日、同額の売上記録がレジの記録に残されており、売上品目はジュース16本、菓子10個、ガム６個であった。また、B酒店では同日は同額の売上げがこの事例しか認められなかった。

捜査員から、コーヒーセットの購入の事実を聴取したところ、「はっきりと品物は思い出せない、記憶が定かでない。」と、明確な回答は得られなかった。

(ス) 早朝火災現場見分における捜査員９名及び協力者３名分の補食として、食事をした事案について、支出証拠書類では、平成13年４月13日付けA町内B飲食店の4,950円の領収書が添付されていた。

B飲食店に営業時間を確認したところ午前11時から午後６時であり、なおかつ食

材がなくなり次第閉店との回答があった。

食事代の支出をした捜査員に対して、この食事について質問したところ、「昼食である」との明確な回答があり、早朝・深夜の補食のみを認めている捜査報償費の制約から逸脱している。

また、同様な事案として、同じB飲食店において、深夜の火災現場捜査員4名の補食費として平成13年5月17日に2,250円の食事代金の領収書を添付している事案があり、署会計担当者に対して、火災発生時間の記録確認をしたところ、事件処理簿では「火災発生は5月16日午後9時45分から10時55分。終了は午前2時」となっていた。

この食事代の支出をした捜査員に対して、食事をした時間について質問したところ、「前もって、9時頃食事をとったものではないかと思う。日付は店が間違っただのではないか。」との回答があったが、この時間帯にB飲食店は営業しておらず、不自然な回答であった。

さらに、他の捜査員も同日に同店舗で同様な理由で2,500円の飲食を行っているが、これも捜査員の回答から、一緒に飲食した事例であった。

したがっていずれも、早朝・深夜の補食のみを認めている捜査報償費の制約から逸脱している。

イ 会計上の取り扱いに留意を要するもの

- (ア) 領収書に日付の記載のないものが多数認められた。日付の記載のない領収書は、拳証力に乏しく、また、捜査員が領収書の徴取後、日付を書き加えることにより容易に会計諸帳簿や支出証拠書類の調整が可能となり、捜査報償費の執行事実の明瞭性が欠如するおそれがある。今後は、日付を記入した領収書を確実に徴するべきである。また、領収書を含めた一連の支出証拠書類に執行日が全く記載されていない事案もあった。
- (イ) 捜査協力者との飲食代として、平成13年8月12日に2,478円を支出したとする事案について、領収書の日付が、平成11年8月12日となっているものがあったため、捜査員から聴き取り調査を行ったところ、「店側が日付を間違っただのではないか」との説明であったが、支払の事実を証する書類としては不適切である。
- (ウ) 平成13年10月19日にA店で2,000円の商品券を購入し、情報提供者へ交付したとして、領収書が添付されていたが、A店発行の他の領収書と照合すると、領収書に記載された通し発行番号が、発行した日付の順番となっていなかったことから、捜査員から聴き取り調査したところ、捜査員自らが領収書の日付を記載した旨の説明であった。
- (エ) 平成13年4月10日に捜査協力者との接触費として飲食代3,500円を支出したとする事案、平成14年3月18日に捜査協力者に対する謝礼としてタバコ(1カートン)を2,500円で購入したとする事案及び平成13年10月24日に捜査現場写真の現像代として1,920円を支出したとする事案については、いずれの領収書にも店舗名や所在地の表記がない。このことについて、捜査員から聴き取り調査を行ったところ、「店から

発行された領収書がこのようになっていた」、「急いでいたので領収書の記載内容を確認していなかった」との回答を得たが、これら領収書は、店舗の代金受領の証拠としては挙証力がなく、不適切である。

- (オ) 平成13年7月15日にA店で清酒1本を購入し、情報提供者にB市で交付したとしているが、当該店舗において確認したところ、品物はA店から直接県外に送られており、支出証拠書類において、事実と異なる記載があった。
- (カ) 平成13年8月17日にA市のB店で3,000円の商品券を購入し、捜査協力者へ交付したとしているが、添付されているレシートから実際の購入場所はC町のD店（B店の系列店）であり、支出証拠書類において、事実と異なった記載があった。このため、捜査員に説明を求めたところ、商品券をほとんどA市のB店で購入していたため記載を誤ったとのことである。
- (キ) 捜査協力者に対する謝礼として平成13年10月15日に2,800円のギフト券を購入したとして支出証拠書類が整理されていたが、捜査員からの聴き取り調査の結果、実際には捜査協力者に対し清酒を交付していたことが判明した。
- (ク) 捜査員の深夜又は早朝における補食費の支出において、領収書やレシートの取り忘れ又は紛失している事案が散見された。支出証拠書類には、所要額の認定に係る根拠は記載されておらず、同根拠を示すべきである。

第6 結論

平成13年度に執行された捜査報償費15,551件の全てについて支出証拠書類調査をし、必要と認められる範囲で捜査報償費を執行した捜査員及び平成13年度当時の署長、副署長等から聴き取りを行うとともに、可能な範囲でその他の関係人について調査した結果は、以上、述べたとおりである。

知事から、監査の要求があった当初より、監査を実効あるものとするためには協力者等及び協力者等と接触した飲食店（以下「接触店」という。）に対する調査が必要不可欠であるとの観点から、公安委員会委員長及び警察本部長に対し、全ての情報の開示等を求めたが、捜査上の秘密保持と捜査協力者の保護を理由に、協力者等及び接触店に対する直接の調査をしないという確約が得られない限り、協力者等の住所、氏名、接触店の名称等の開示はできないとする姿勢であった。

さらに、県警察は、捜査上必要な情報源である協力者等は、捜査員個人との信頼関係に基づくものであり、その信頼関係を確保する観点から、協力者等及び接触店からの直接の調査を、事前了承の有無にかかわらず事実上一切を拒否するとした姿勢を示し、個別事案で検討すべきではないかと求めたにもかかわらず、当該姿勢に最後まで変化が見られなかったことにより、平成13年度捜査報償費支出額のおよそ9割、支出件数にして7割のものが、執行の違法性、不当性の有無という核心部分について検証不能とならざるを得なかった。

このような状況の中で進めた監査の結果、講ずるべき措置を以下に述べる。

- 1 捜査報償費の執行で偽領収書が使用された大洲警察署においては、偽領収書53件（127,729

円)を用いて公文書を作成し、これを行使したことは、違法又は不当な行為に該当するものであり、偽領収書を用いて執行した内容が捜査費として執行されたものであることについて確実な証拠の提示もなかったことから、当該執行額をもって愛媛県が被った損害額と判断する。

- 2 捜査報償費の執行の事実に疑義があった事案についてであるが、第5の5の(2)のアで述べたとおり、示した事案は、2件を除き協力者等に対し金品が交付されたとされているものであり、また、事案のうち、2件を除き店舗調査から得られた結果を基に、全て捜査員からの聴き取りの結果から判断したものである。

これらの事案については、証拠書類に記載されたとおり、適正に交付したとする確実な証拠の提示がない限り、適正な支出であったとは認められないものであり、県警察においては、直ちに徹底した調査を行い、その結果を、県民に対し可能な限り公表する必要がある。

- 3 1及び2で述べた事案以外では、支出証拠書類調査や捜査員からの聴き取り調査の結果、追尾のための交通費、捜査のための有料道路通行料金、通信費、写真代等は適正に執行されているとの心証を得たが、協力者等に対する金品の提供や協力者等との接触費については、適正に執行されているとも、違法又は不当な執行であるとも判断することができなかった。

なお、大洲警察署で使用された偽領収書の類の存在については、接触店の名称の非開示により検証不能とならざるを得なかった。

- 4 警察本部の調査班による警察本部及び全警察署を対象とした内部調査は、協力者等及び接触店から直接事実確認することなく、また、証拠書類上、使用された同一店舗の領収書が5件程度以上のものを対象としたものであったことから、調査手法は、大洲警察署で使用された偽領収書の類の有無を検証するに留まるものであって、捜査とは無関係な領収書を使用するケース等を検証し得るものではなく、謝礼金については、そのほとんどが調査対象から除外されていた。

また、2で述べた執行の事実に疑義があった事案は、わずかに開示された情報に基づいて実施した店舗調査等によって把握できたものに過ぎない。

よって、県警察においては、2で述べた疑義事案に係る調査において、執行の違法性又は不当性が明らかとなった場合は、謝礼金も含め捜査報償費の執行の全てを対象として、直ちに徹底した調査を行い、その結果を、県民に対し可能な限り公表する必要がある。

第7 意見

- 1 平成13年度に、大洲警察署で偽領収書を用いて捜査報償費を執行したのものについては第6の1で述べたとおりであるが、監査対象外ではあるものの、内部調査結果報告書で明らかにされた偽領収書が用いられたとする平成14年度及び15年度分(計13件、24,737円)についても、13年度分と同様に考えるものである。
- 2 会計上の取扱いに留意を要するものとして、証拠書類として領収書が添付されないまま

執行されている事案が散見された。これは、捜査報償費の執行に係る運用として、平成12年度まで1,000円未満の執行事案に限り、領収書又はレシートの徴取を省略できる取扱いとされていたことに起因するものと考え、会計処理上、明らかに不備であるから、領収書等の徴取について再度徹底されたい。

また、協力者等について、仮名を用いて記載したとするものや何ら記載されていないものの外、単に協力者とのみ記載されたものが多数認められたが、適当でない。何らかの理由により協力者等の氏名を秘匿する必要がある場合でも、管理方法の工夫と徹底の仕方次第で対処可能と考えられるので、改善を要するものと判断する。

3 警察本部では、平成13年度に導入された捜査諸雑費制度を捜査員へ徹底するため、第5の1の(3)で述べたとおり、捜査員を指導したとしているが、捜査員からの聴き取り調査において、13年度当時、どれほど徹底されていたのか疑問を抱かずにはおれず、今もって十分承知していないのではないかと思われる捜査員も見受けられたので、今後、会計上の取扱いについて、なお一層の徹底を図られたい。

4 知事からの要求による監査と併せて実施した定期監査において、平成16年度の捜査報償費の執行状況を調査し、9月末現計で、全警察署の平成16年度の執行額を平成13年度の執行額と対比したところ、捜査報償費全体で31.7%、そのうち協力者等に対する謝礼金については5.3%と大幅に減少していた。

監査委員としては、ただ単に執行状況の変化のみを捉え、論ずることは適当でないと考え、一方で、平成16年度執行額の落込みの理由が、「重要事件の多発等により内偵捜査に時間が割けなかった」、「今回の捜査報償費問題もあり、捜査員が自腹を切っている」とする各警察署の説明だけでは、到底理解することができなかった。この点については、今後、県警察の調査により、何らかの説明がなされることを期待する。

5 捜査員からの聴き取り調査において、多くの捜査員から、自らが捜査に要した電話代や協力者等との接触費の一部を、執行手続の煩雑さから自腹を切っているとの説明を受けた。捜査上、真に必要な経費は、最小限度において執行すべきものであるのは当然のことであるから、警察本部長は、執行する立場の捜査員の声を聴き、捜査諸雑費の不足時の追加支給や一般捜査費の支給に関する手続きに関して、適切な改善を図る必要があるものと考え。

6 今後、県警察においては、直ちに、平成13年度に限らず、捜査報償費の執行全般について調査に着手し、県民に対する説明責任を果たして、一日も早く警察本来の使命に立ち返り、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持等のために、全警察職員が一丸となって、全力でまい進されることを切望するものである。

なお、県警察を管理する公安委員会においては、県民の信頼回復に向けて、強い指導力を発揮されることを期待する。

捜査活動に要する主な経費（「平成13年度版捜査費経理の手引き」から抜粋）

捜査員が活動するのに伴って必要となる経費であり、用途の主な内容は次に掲げるとおりである。

経 費	使 途 例	留 意 事 項
1 捜査協力者に対する謝礼	現金、物品謝礼（菓子折、たばこ、酒等、ビール券、商品券等）など	捜査諸雑費で支払うものは軽微なものに限る。
2 情報提供者に対する謝礼	同 上	同 上
3 聞き込み、張込み、追尾等に行き必要とする諸経費		
ア 捜査員等の交通費、飲食費	電車・タクシー等の交通費、有料道路の通行料、張込み時の夜食代、飲食店での飲食代など	① タクシー代は、尾行等の場合で他に交通手段がない場合に限る。 ② 夜食代は、用務が深夜に及ぶ場合に限る。 ③ 飲食費は、追尾中に対象者の動静監視等に必要のため飲食店で飲食する場合に限る。
イ 家屋、部屋、寝具、什器等の借上げに要する経費	家屋、ホテルの部屋等の借上げ、光熱水料、寝具の借上げなど	
ウ 応急的に必要となる消耗品等の簡単な物品費及び公衆電話等の通信費	インスタントカメラ等捜査消耗品の購入、現像代、電話料など	捜査消耗品等は、その場で使用しなければ捜査に支障が生じるもので、正規の調達、準備等をする暇のない場合に限る（原則は官給品等に対応）。
エ 有料施設への入場料等	競馬場・映画館等の入場料、高速道路の通行料、有料駐車場の駐車代	① 入場料は、追尾、張込み時等で入場しなければ捜査上支障が生じる場合に限る。 ② 通行料は、緊急の場合に限る。
オ パチンコ店等における遊戯代	パチンコ、ボウリング等の遊戯代	遊戯代は、追尾、張込み時等で遊戯をしなければならぬ捜査上支障が生じる場合に限る（過度な支出とならないように留意）。
カ 車両等の借上げ費	自動車、船舶等の借上げ	
4 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費	家屋・倉庫・アパートの部屋等の借上げ、光熱水料、寝具の借上げなど	
5 協力者等との接触に要する経費	電車・タクシー等の交通費、飲食店での飲食費、一時的なホテル等の部屋代など	タクシー代は、深夜等の場合で他に交通手段がない場合に限る。
6 協力者等の保護に要する経費	家屋・アパートの部屋等の借上げ、自動車の借上げ、列車等の運賃、弁当等の購入など	
7 早朝、深夜等における捜査員又は捜査協力者等の交通費	出勤、呼出し、出頭、退庁、帰宅する場合のタクシー代など	タクシー代は、他に交通手段がない場合に限る。
8 早朝、深夜等における捜査員又は捜査協力者等の食糧費	ジュース、栄養剤、パン、麺類、弁当等の購入	食事と食事の間の純然たる補食に限る。
9 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借上げ又は委託費	パワーショベル・発動発電機等の借上げ、重機等の運転委託など	
10 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費	用紙、コピー代	官公署、銀行等からの回答に要する経費で実費に限る。
11 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝礼金	玄関ドア・窓ガラス等の修復、自動車等の修理など	
12 長期にわたる重要事件及び困難な重要事件の捜査等に従事する捜査員等に対する簡素な激励慰労費	缶ビール、つまみ等簡素な飲食物の購入費	

図1：捜査報償費の經理の流れ（取扱者への現金交付までの手順）

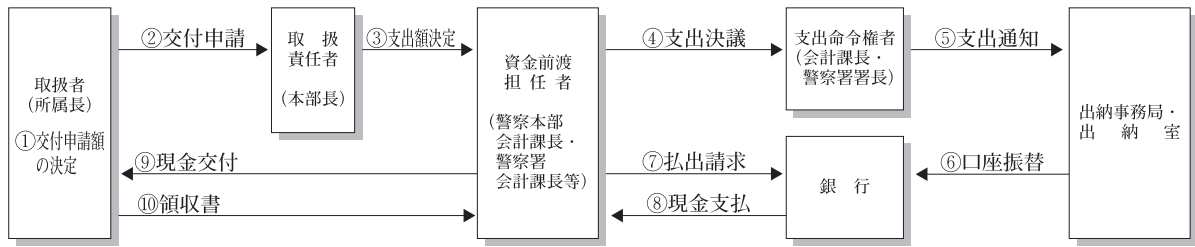
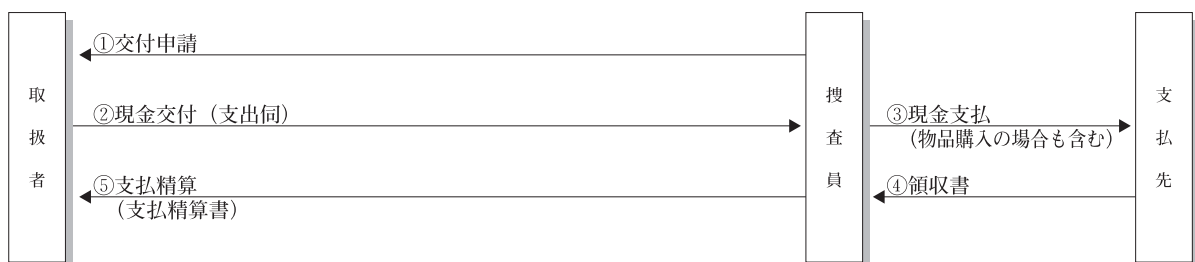
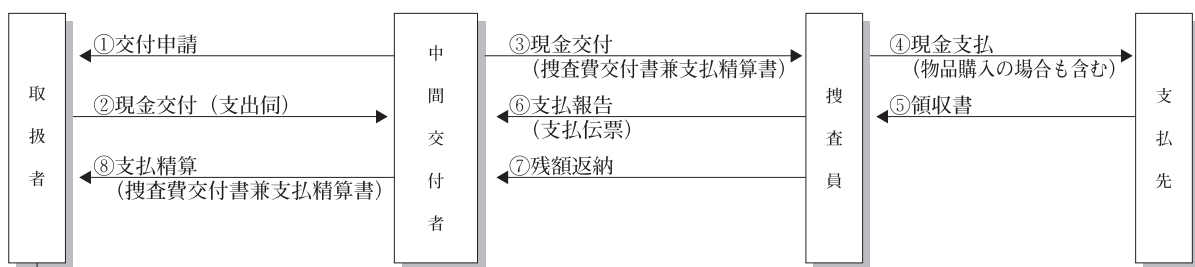


図2：捜査報償費の執行の流れ（捜査員による捜査報償費の支出）

（一般捜査費）



（捜査諸雑費）



取扱者……警察本部課長・隊長、警察署署長
 取扱補助者……警察本部次長・副隊長、警察署副署長
 中間交付者……警察本部課長補佐・班長、警察署課長
 支払先……情報提供者、捜査協力者、飲食・物品購入店舗等

平成13年度捜査報償費支出状況

機 関 名	① = ② + ③ 捜査報償費				② 一般捜査費				③ 捜査諸雑費			
			うち謝礼金				うち謝礼金				うち謝礼金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
警 察 本 部	3,973	12,131,757円	438	5,778,900円	588	7,157,681円	392	5,649,900円	3,385	4,974,076円	46	129,000円
三 島 警 察 署	439	1,639,564円	58	813,000円	58	821,058円	57	810,000円	381	818,506円	1	3,000円
新 居 浜 警 察 署	786	2,992,842円	159	1,213,000円	143	1,550,823円	82	988,000円	643	1,442,019円	77	225,000円
西 条 警 察 署	607	1,914,394円	70	612,000円	138	1,156,652円	56	579,000円	469	757,742円	14	33,000円
東 予 警 察 署	382	1,260,193円	48	542,000円	71	740,666円	43	530,000円	311	519,527円	5	12,000円
今 治 警 察 署	1,948	5,632,193円	208	2,715,000円	138	2,515,108円	123	2,475,000円	1,810	3,117,085円	85	240,000円
伯 方 警 察 署	259	541,153円	46	229,000円	17	143,120円	16	143,000円	242	398,033円	30	86,000円
松 山 東 警 察 署	2,582	7,638,242円	260	3,446,800円	173	3,346,927円	138	3,120,000円	2,409	4,291,315円	122	326,800円
松 山 西 警 察 署	1,434	5,605,321円	110	2,580,000円	129	2,966,865円	108	2,575,000円	1,305	2,638,456円	2	5,000円
松 山 南 警 察 署	881	2,649,339円	160	1,087,000円	145	1,274,453円	99	908,000円	736	1,374,886円	61	179,000円
久 万 警 察 署	176	421,211円	10	135,000円	14	135,660円	10	135,000円	162	285,551円	0	0円
伊 予 警 察 署	209	383,080円	3	33,000円	3	31,260円	2	30,000円	206	351,820円	1	3,000円
大 洲 警 察 署	510	1,113,375円	124	446,000円	10	150,000円	10	150,000円	500	963,375円	114	296,000円
内 子 警 察 署	149	314,354円	8	74,000円	7	74,977円	6	70,000円	142	239,377円	2	4,000円
八 幡 浜 警 察 署	357	1,366,441円	45	651,000円	39	633,000円	39	633,000円	318	733,441円	6	18,000円
宇 和 警 察 署	126	306,316円	3	15,000円	16	102,728円	1	10,000円	110	203,588円	2	5,000円
野 村 警 察 署	69	244,963円	16	146,000円	14	140,000円	14	140,000円	55	104,963円	2	6,000円
宇 和 島 警 察 署	394	723,520円	13	94,000円	35	204,717円	11	90,000円	359	518,803円	2	4,000円
鬼 北 警 察 署	202	364,963円	1	3,000円	5	27,227円	0	0円	197	337,736円	1	3,000円
御 荘 警 察 署	68	85,160円	0	0円	2	9,021円	0	0円	66	76,139円	0	0円
合 計	15,551	47,328,381円	1,780	20,613,700円	1,745	23,181,943円	1,207	19,035,900円	13,806	24,146,438円	573	1,577,800円

平成13年度捜査報償費使途別執行状況

使 途 内 容	捜査報償費 ① = ② + ③		一般捜査費 ②		捜査諸雑費 ③	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 捜査活動に要する経費	15,535	46,455,773円	1,729	22,309,335円	13,806	24,146,438円
(1) 捜査協力者(含む、情報提供者)に対する謝礼	7,632	33,293,452円	1,374	19,815,205円	6,258	13,478,247円
① 現金謝礼	1,780	20,613,700円	1,207	19,035,900円	573	1,577,800円
② 物品謝礼	5,852	12,679,752円	167	779,305円	5,685	11,900,447円
(2) 聞き込み、張り込み、追尾等に必要とする諸経費	3,127	3,261,817円	63	215,927円	3,064	3,045,890円
① 捜査員等の交通費、飲食費	836	854,126円	39	151,970円	797	702,156円
② 家屋、部屋、寝具、什器等の借上げに要する経費	1	5,000円	1	5,000円	0	0円
③ 応急的に必要となる消耗品等の簡単な物品費及び公衆電話等の通信費	1,855	1,559,681円	19	42,882円	1,836	1,516,799円
④ 有料施設への入場料等	90	68,410円	3	11,075円	87	57,335円
⑤ パチンコ店等における遊戯代	345	774,600円	1	5,000円	344	769,600円
⑥ 車両等の借上げ費	0	0円	0	0円	0	0円
(3) 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費	4	119,720円	4	119,720円	0	0円
(4) 協力者等との接触到に要する経費	4,403	9,159,594円	269	1,999,691円	4,134	7,159,903円
(5) 協力者等の保護に要する経費	3	50,773円	1	49,860円	2	913円
(6) 早朝、深夜等における捜査員又は捜査協力者等の交通費	88	132,292円	0	0円	88	132,292円
(7) 早朝、深夜等における捜査員又は捜査協力者等の食糧費	271	429,625円	18	108,932円	253	320,693円
(8) 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借上げ又は委託費	0	0円	0	0円	0	0円
(9) 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費	7	8,500円	0	0円	7	8,500円
(10) 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝礼金	0	0円	0	0円	0	0円
2 激励慰労費	16	872,608円	16	872,608円	0	0円
合 計	15,551	47,328,381円	1,745	23,181,943円	13,806	24,146,438円

別表 5

調査書回答結果

調査書送付数	全体
調査書返信数(締切日: 2 / 10)	567
回答率	552
	97.35%

内大洲署
10
9
90.00%

番号	調査事項	回答	件数	率	件数
1	取扱者等からの現金の受領について	ア 全て受け取っている	551	99.82%	9
		イ 一部だけ受け取っている	0	0.00%	0
		ウ 全て受け取っていない	0	0.00%	0
		エ 覚えていない	0	0.00%	0
		無回答	1	0.18%	0
	計	552			9
2	情報提供者及び捜査協力者(以下「協力者等」という。)への謝礼金の支払いについて	ア 全て支払っている	301	54.53%	8
		イ 一部だけ支払っている	0	0.00%	0
		ウ 全て支払っていない	0	0.00%	0
		エ 覚えていない	0	0.00%	0
		無回答	3	0.54%	1
		該当なし(注3)	248	44.93%	0
	計	552			9
3	支払わなかった現金はどうか 2でイ又はウの回答者のみ	該当なし	552	100.00%	9
4	協力者への謝礼物品の交付について	ア 記載のとおり購入し全て交付した	508	92.03%	9
		イ 記載のとおり購入したが一部又はその全てを交付しなかった	0	0.00%	0
		ウ 記載のとおり購入をしていない	0	0.00%	0
		エ 覚えていない	0	0.00%	0
		無回答	1	0.18%	0
		該当なし(注3)	43	7.79%	0
	計	552			9
5	購入に使用しなかった現金又は交付しなかった物品はどうか 4でイ又はウの回答者のみ	該当なし	552	100.00%	9
6	協力者との飲食行為について	ア 記載のとおり協力者等と飲食行為をし支払った	403	73.01%	1
		イ 一部又はその全てについて記載のとおりではない	0	0.00%	0
		ウ 覚えていない	1	0.18%	0
		その他(注1)	8	1.45%	8
		無回答	3	0.54%	0
		該当なし(注3)	137	24.82%	0
	計	552			9
7	2,4,6以外のその他の行為について	ア 全て事実である	395	71.56%	7
		イ 一部事実でないものがある	0	0.00%	0
		ウ 全て事実ではない	0	0.00%	0
		エ 覚えていない	0	0.00%	0
		無回答	25	4.53%	1
		該当なし(注3)	132	23.91%	1
	計	552			9
8	記載のとおり使用されなかった現金又は物品はどうか 6でイ、7でイ又はウの回答者のみ	該当なし	552	100.00%	9
9	領収書、支払報告書、支払精算(報告書)書、支払伝票に記載されている協力者等の氏名について	ア 全て実名である	226	40.94%	0
		イ ほとんど実名であるが、一部仮名を使用している	126	22.82%	2
		ウ ほとんど仮名を使用している	93	16.85%	1
		エ 全て仮名を使用している	58	10.51%	5
		その他(注2)	1	0.18%	1
		無回答	34	6.16%	0
該当なし(注3)	14	2.54%	0		
	計	552			9
10	仮名を用いた協力者等の実名が記された文書の存在について 9でイ、ウ、エの回答者のみ	ア 全て存在する	18	3.26%	0
		イ 存在するものもある	168	30.43%	7
		ウ 全て存在しない	75	13.59%	2
		エ わからない	4	0.72%	0
		無回答	13	2.36%	0
		該当なし(注3)	274	49.64%	0
	計	552			9
11	不適切な会計処理への関与について 上司の指示により真実でない支払精算書を作成したことがあるか	ア 作成したことがある	0	0.00%	0
		イ 作成したことはない	547	99.09%	8
		無回答	5	0.91%	1
	計	552			9
	自由意見	・捜査費は足りないぐらいで捜査員が自腹を切っているものも多いはず。(1件)			

(注1) 番号6のその他は、アに を付してはいるが、文頭の「記載のとおり」に二線訂正を加え、「物品交付1件と現金交付1件を飲食行為で記入している」、「一部他店名記載」と記載があったものである。

(注2) 番号9のその他は、イ、ウ、エをくり、「これのいずれかです」と記載があったものである。

(注3) 番号2,4,6,7,9,10の該当なしは、調査事項に合致する執行がないことから回答のなかったものである。

調 査 書

あなたが平成13年度中に執行した捜査報償費の次の事項について御回答をお願いします。

調 査 事 項	回 答
1 取扱業者からの現金の受領について別紙「捜査報償費執行状況一覧表」（以下「一覧表」という。）は、あなたが平成13年度中に執行した捜査報償費を取りまとめたものです。ここに記載されている金額に相当する現金を、取扱業者等から受け取りましたか、回答がイの場合、受け取っていないものについて一覧表右側の回答書（以下「回答書」という。）「1」欄の該当箇所に印を付け、実際に受け取った金額を備考欄に記載して下さい。	ア 全て受け取っている。 イ 一部だけ受け取っている。 ウ 全て受け取っていない。 エ 憶えていない。
2 情報提供者及び捜査協力者（以下「協力者等」という。）への謝礼金の支払いについて 一覧表に謝礼金の支出事実のある方にお尋ねします。 1により受け取った現金のうち謝礼金は、一覧表に記載のとおり協力者等に支払いましたか、 回答がイの場合、回答書「2」欄の該当箇所に印を付け、実際に支払った額を備考欄に記載して下さい。	ア 全て支払っている。 イ 一部だけ支払っている。 ウ 全て支払っていない。 エ 憶えていない。
3 2についてイ又はウと回答された方にお尋ねします。 支払わなかった現金はどちらしましたか。	現金の用途を記載して下さい。 ()
4 協力者等への謝礼物品の交付について 一覧表に謝礼物品の交付事実のある方にお尋ねします。 一覧表に記載されているとおり、1により受け取った現金により物品を購入し、協力者等に交付しましたか、 回答がイ又はウの場合、回答書「4」欄の該当箇所に印を付け、実際に購入した物品が異なる場合はその品名及び金額を、交付内容が異なる場合はその内容を備考欄に記載して下さい。	ア 記載のとおり購入し全て交付した。 イ 記載のとおり購入したが一部又はその全てを交付しなかった。 ウ 記載のとおり購入をしていない。 エ 憶えていない。
5 4についてイ又はウと回答された方にお尋ねします。 購入に使用しなかった現金又は交付しなかった物品はどちらしましたか。	現金又は物品の用途を記載して下さい。 ()
6 協力者等との飲食行為について 一覧表に協力者等との飲食行為事実のある方にお尋ねします。 一覧表に記載されているとおり、1により受け取った現金により、協力者等と飲食行為をいたしましたか、 回答がイの場合、回答書「6」欄の該当箇所に印を付け、記載内容と異なる理由を備考欄に記載して下さい。	ア 記載のとおり協力者等と飲食行為をし支払った。 イ 一部又はその全てについて記載のとおりではない。 ウ 憶えていない。
7 2、4及び6以外その他の行為に係る捜査報償費の執行について 一覧表に2、4、6以外のその他の行為に係る事実のある方にお尋ねします。 一覧表に記載されている内容は、全て事実と相違ありませんか、 回答がイ又はウの場合、回答書「7」欄の該当箇所に印を付け、記載内容と異なる理由を備考欄に記載して下さい。	ア 全て事実である。 イ 一部事実でないものがある。 ウ 全て事実ではない。 エ 憶えていない。

【 資 料 】

8 6についてイと回答された方及び7についてイ又はウと回答された方にお尋ねします。 記載のとおり使用されなかった現金又は物品はどちらしましたか。	現金又は物品の用途を記載して下さい。 ()	全て実名である。 ほとんど実名であるが、一部仮名を使用している。 ほとんど仮名を使用している。 全て仮名を使用している。
9 謝礼金交付に係る領収書または支払報告書に記載している情報提供者等の氏名のほか、全ての支払精算（報告書）書又は支払伝票に記載されている協力者等の氏名は、実名で記載されていますか。	イ ウ エ	全て存在する。 存在するものもある。 全て存在しない。 わからぬ。
10 9でイ、ウ、エと回答された方にお尋ねします。 仮名を用いた協力者等の実名が記された文書は存在しますか。 回答がア又はイの場合、回答書「10」欄の該当箇所に公文書の場合は「公」、私文書の場合は「私」と記し、備考欄に存在する文書の名称（犯罪事件処理簿、事件記録、備忘録、捜査メモ等）を記載して下さい。	ア イ ウ エ	作成したことがある。 作成したことはない。 アと回答された方は、いつ誰からのどのような指示により、如何なる行為をしたか具体的に記載してください。
11 不適切な会計処理への関与について あなたは、上司の指示により真実でない支払精算書を作成したことがありますか。	ア イ	作成したことがある。 作成したことはない。 アと回答された方は、いつ誰からのどのような指示により、如何なる行為をしたか具体的に記載してください。
上記以外で捜査報償費の執行に関してお気付きの点がありましたらご自由にお書きください。		
回答者 自 署 欄	平成 年 月 日 (所属) (階級) (氏名)	上記のとおり相違ないことを確認しましたので、回答します。 回答結果について照会する場合がありますので、連絡先を記載してください。 (連絡先:)

- (記載上の注意事項)
- 1 太線の枠内について記載してください。
 - 2 「取扱業者等」とは、署長、副署長、課長、次長等の上司を指しています。
 - 3 「回答」欄の該当する記号を で囲んで下さい。
 - 4 「回答者自署欄」には、あなたの所属、階級及び氏名等を自署し、押印してください。